令和６年度　市・県民税　特別徴収税額通知　Q&A

Q1　従業員全員について、特別徴収を希望しません。どうしたらいいですか。

A1　「給与所得者異動届出書」を提出してもらう必要があります。同封の「特別徴収のしおり」12 ページの「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。ただし、普通徴収が認められるのは異動届出書記載の理由に当てはまる場合のみです。本人の希望やシステムが対応できない等の理由は認められません。普通徴収切替理由については、以下のとおりです。

【普 A】:従業員が 2 名以下　　【普 D】:給与の支払いが不定期

【普 B】:他事業所で特別徴収を行っている　　【普 E】:事業専従者（個人事業主のみ）

【普 C】:給与が少なく税額が引けない　　【普 G】:1 年未満の契約社員

Q2　特別徴収対象の従業員として追加または削除したい人がいます。

A2　同封の「特別徴収のしおり」11 ページの「特別徴収への切替申請書」または 12 ページの「給与所得者異動届出書」をコピーして記入したものを郵送してください。

※追加の場合…切替申請書（11 ページ）、削除・転勤の場合…異動届出書（12 ページ）

Q3　先日、異動届等を提出して特別徴収対象の従業員を追加・削除してもらったはずなのに、今回の通知に反映されていないのは何故ですか。

A3　決定通知書は、4 月 19 日までに受け付けた異動届の内容をもとに作成しています。従業員の方が複数箇所で勤務されている場合、別の事業所で特別徴収の対象になっていると、追加の申請をしても反映できない可能性があります。

【追加の場合】

4月20日～5月17日までに受け付けた「特別徴収への切替申請書」は、6月中旬に変更通知書を送付します。その際の特徴開始月は基本的には「7月」からになります。

5月18日～6月30日までに「特別徴収への切替申請書」をご提出いただいた場合は、7月中旬に変更通知書を送付します。そのため、特徴開始月は基本的には「8月」からになります。

※7月中旬の通知発送でも、給与天引きに間に合い、７月から開始を希望する場合は備考欄にその旨を記載してください。

【削除の場合】

4月20日～5月17日までに受け付けた「給与所得者異動届出書」は、6月中旬に変更通知書を送付しますので、そちらをご確認ください。5月18日～6月30日までに受け付けたものは7月中旬に変更通知書を送付します。

納付書につきましては、金額を訂正してご使用ください。納付書の金額訂正方法は、「特別徴収のしおり」5ページに記載されています。

Q4 既に退職した従業員の税額通知書(納税義務者用)はどうしたらいいですか。

A4 個人情報のため、シュレッダーで破棄していただくか、退職者である旨を付箋等に記載の上、越前市税務課までご返送ください。給与所得者異動届出書をまだ提出していない場合は、併せてご郵送ください。

Q5 納付書が入っていません。

A5 口座振替登録をされている事業所や、給与支払報告書と一緒に提出された総括表に納付書不要の記載があった場合、納付書は同封しておりません。もし、口座振替登録をしてないのに納付書が入っていない場合は、納付書を再発行して送付します。 申し訳ございませんが、税務課 市民税グループ(0778-22-3014)までご連絡ください。

Q6 「納期の特例」を申請したい。

A6 従業員 10 名未満で市税に滞納のない事業所は、申請により毎月の納付ではなく、年 2 回で納入する方法に切り替えることができます。市のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して送付していただくか、税務課 市民税グループ(0778-22-3014)までご連絡ください。詳しくは「特別徴収のしおり」3ページに記載されています。

Q7 従業員のマイナンバーが記載されていません。

A7 総務省からの通知により、特別徴収者税額通知を書面により送付する場合には、当面、マイナンバー(法人番号を含む)の記載を行わないことになりました。

Q8 税額通知の受取方法(電子、書面)を変更したい。

Q8 受取方法変更申出書を提出していただく必要があります。市のホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記載して送付していただくか、税務課 市民税グループ(0778-22-3014)までご連絡ください。なお、すでに発行された通知の受取方法を変更して、再度受け取ることはできません。

※法令改正により、令和6年度から電子(副本)が廃止され、電子(正本)か書面のいずれかとなります。

【問合せ・連絡先】
越前市役所 税務課
課税について ： 0778-22-3014
納税について ： 0778-22-3015